

## 議案第 3 号 北海道宿泊税条例案

### 北海道宿泊税条例

#### (課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

#### (納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

#### (課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加している満3歳以上の幼児

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前2号に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者  
(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第8条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。第11条において同じ。）又は出納員

(収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。第11条において同じ。)に納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

(特別徴収義務者としての登録)

第9条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日前5日(第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後10日)までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 宿泊施設の名称及び所在地
  - (3) 客室数その他設備の概要
  - (4) 経営開始予定年月日(第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定の通知を受けた日)
  - (5) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、遅滞なく、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用す

る。

- 5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 7 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第10条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細
- (3) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知で指定する納期限までに、納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第8条に規定する納入申告書の提出期限（次項において「提出期限」という。）の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) その他知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) その他知事が必要と認める書類

(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる

保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(道税に関する条例等の規定の適用)

第15条 第13条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する道税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(賦課徴収)

第16条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合

において、同条例第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは 「(3) 狩猟税  
(4) 宿泊税」

と、同条例第8条第1項中「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の

地）」とあるのは 「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受

ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地)」

と、

同条例第20条の2中「この条例」とあるのは「この条例又は北海道宿泊税条例（令和 年北海道条例第 号）」とする。

(賦課徴収の特例)

第17条 宿泊税の賦課徴収は、市町村宿泊税（法第5条第3項又は第7項の規定により市町村が宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税をいう。以下この条において同じ。）を課す市町村（以下この条において「宿泊税課税市町村」という。）に法第20条の3第1項ただし書の規定により宿泊税の賦課徴収を処理させる場合には、第7条第2項、第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。次項第3号において同じ。）、第10条第1項、第3項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、当該宿泊税課税市町村の市町村宿泊税の賦課徴収の例によりこれと併せて行うものとする。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 宿泊税課税市町村の長が市町村宿泊税の申告納入の期限を延長したときは、前条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税の申告納入の期限についても、同一期間延長されたものとする。
- (2) 宿泊税課税市町村の長が市町村宿泊税又はその延滞金額を減免したときは、前条及び第20条の規定にかかわらず、当該市町村宿泊税が課された宿泊に係る宿泊税又はその延滞金額についても、当該市町村宿泊税又は延滞金額に対する減免の割合と同じ割合により減免されたものとする。
- (3) 宿泊税に関する申告、届出又は申請（以下この条において「申告等」という。）は、第8条、第9条（第2項を除く。）、第10条第2項及び前条の規定にかかわらず、市町村宿泊税の申告等の例によりこれと併せて、宿泊税課税市町村の長にしなければならない。
- (4) 特別徴収義務者（宿泊税課税市町村の区域内に所在する宿泊施設に係る特別徴収義務者に限る。）は、第8条及び第11条の規定にかかわらず、宿泊税に係る徴収金を、市町村宿泊税に係る徴収金の納入の例によりこれと併せて、納入しなければならない。
- (5) 第10条第1項の規定による徴収不能額等の還付は、同項の規定にかかわらず、市町村宿泊税の徴収不能額等の還付の例によりこれと併せて、宿泊税課税市町村の長が行うものとする。
- (6) 宿泊税課税市町村は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、道に払い込むものとする。

1月1日から3月末日まで	4月末日
4月1日から6月末日まで	7月末日
7月1日から9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	1月末日

- (7) 宿泊税課税市町村の長は、規則で定めるところにより、知事に対し宿泊税額その他必要な事項を報告するものとする。  
(現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税の指定)



第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第19条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（減免）

第20条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

（宿泊税の使途）

第21条 知事は、道に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき又は同項の帳簿を隠匿したとき。
- (2) 第12条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかったとき。
- (3) 第12条第2項の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき又は同項の書類を隠匿したとき。
- (4) 第12条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（規則への委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始しようとする日前5日」とあるのは、「開始する日後5日」とする。
- 4 第7条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第9条第1項の規定による登録の申請、同条第2項の規定による登録及び登録の通知並びに北海道税条例第5条第1項の規定による宿泊税に関する納税管理人の申告及び承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第7条第2項及び第9条並びに北海道税条例第5条第1項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後5年ごとに、観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 説 明

地域社会及び北海道経済の発展に資するよう、観光の振興を図る施策に要する経費に充てることを目的に、宿泊者に対して宿泊税を課することとするため、この条例を制定しようとするものである。